

指定居宅介護支援重要事項説明書

〔令和 3年 4月 1日現在〕

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 なでしこ
代表者役職・氏名	代表取締役 竹林 毅
本社所在地・電話番号	富山県射水市堀岡新明神39-1 0766-86-1037
法人設立年月日	平成4年10月1日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名 称	居宅介護支援事業所 なでしこ
事業所番号	居宅介護支援（指定事業所番号 1671100491）
所在地	〒933-0225 富山県射水市草岡町2丁目10-4
電話番号	0766-86-3350
FAX番号	0766-86-3333
通常の事業の実施地域	射水市、高岡市牧野地区、富山市呉羽地区、 富山市四方地区

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (国民の休日、12月30日から1月3日までを除く。)
営業時間	午前9時から午後5時まで

(3) 事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1名
介護支援専門員	居宅介護支援を行います。	常 勤 1名以上 非常勤 0名

3 サービスの内容、提供方法

内容	提供方法
利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応	当事業所内相談室において行います。 (必要に応じて利用者の居宅を訪問します。)
課題分析の実施	① 課題分析の実施に当たっては、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握します。 ② 解決すべき課題の把握(アセスメント)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行います。 ③ 使用する課題分析票の種類は、居宅サービス計画ガイドライン方式とします。
居宅サービス計画原案の作成	利用者の希望及びアセスメントの結果に基づき、利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標とその達成時期、サービスの種類と内容等を記載した居宅サービス計画の原案を作成します。
サービス担当者会議等による専門的意見の聴取	居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めます。
居宅サービス計画の説明、同意、交付	① 居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又は家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。 ② 作成した居宅サービス計画は交付します。
居宅サービス計画の実施状況の把握	① 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)を行います。 利用者及び家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。 ② モニタリングに当たり、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、面接します。 ③ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録します。

4 利用料、その他の費用の額

居宅介護支援料金は、別紙のとおり、厚生労働大臣の定める基準による金額とします。

5 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報

を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

6 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	業務災害補償保険

7 サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した居宅介護支援事業に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

(2) 苦情相談窓口

担 当	管理者 吉田 せり名
電話番号	0766-86-3350
受付時間	午前9時から午後5時まで
受 付 日	月曜日から金曜日まで (国民の休日、12月30日から1月3日までを除く。)

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

射水市 介護保健課	0766-51-6627
高岡市 高齢介護課	0766-20-1372
富山市 長寿福祉課	076-443-2061
富山県国民健康保険団体連合会	076-431-9827
富山県福祉サービス運営適正化委員会	076-432-3280

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 吉田 せり名
-------------	------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
(3) 苦情解決体制を整備しています。

- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 ケアマネジメントの公平中立

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況を説明します。（別紙）

居宅介護支援事業所における料金表

利用料、その他の費用の額

(1) 居宅介護支援の利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として無料です。

区分 (介護支援専門員1人当たりの利用者数)		要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援費Ⅰ (40人未満の場合)	40人未満の部分	10,860円	14,110円
居宅介護支援費Ⅱ (40人以上60人未満の場合)	40人以上の部分	5,440円	7,040円
居宅介護支援費Ⅲ (60人以上の場合)	60人以上の部分	3,260円	4,220円

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されますが、利用者負担額は原則として無料です。

① サービスの実施による加算

加算の種類	要件	利用料
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成した場合	1月につき 3,000円
入院時情報 連携加算Ⅰ	介護支援専門員が医療機関に入院した日のうちに3日以内に情報提供した場合	1月につき 2,500円
入院時情報 連携加算Ⅱ	介護支援専門員が医療機関に入院した日の翌日又は翌々日に情報提供した場合	1月につき 2,000円
退院・退所 加算	病院等に入院、入所していた利用者の退院、退所に当たって病院等の職員と福祉用具専門相談員や理学療法士等が参加の上面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 ただし、3回目は退院カンファレンスに参加し、担当医と会議を行った場合に限る	カンファレンス参加無の場合 1回目 4,500円 2回目 6,000円
		カンファレンス参加有の場合 1回目 6,000円 2回目 7,500円 3回目 9,000円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院または診療所の求めにより、病院等の医師または看護師等とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	1回につき 2,000円

通院時情報連携加算	医療機関において医師の診察を受ける際に同席し、情報連携を行い、それを踏まえてケアマネジメントを行った場合	1回につき 500円
ターミナルケアマネジメント加算	<ul style="list-style-type: none"> ・「人生の最終手段における医療、ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に添った取り組み ・24時間連絡がとれる体制を整備 ・終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又は家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治医の助言を受け支援を実施 ・心身の状況を記録し、居宅サービス事業者へ情報提供上記全てが該当する場合 	4,000円

② 加算の基準に適合していると県に届け出ている加算

加算の種類	要件	利用料
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	通常の事業の実施地域を超えてサービスを行った場合	1回につき所定 単位数の5/100

③ 減算

減算名称	単位数	要件等
特定事業所集中減算	200単位	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中した場合（指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与）
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	所定単位数の95%を算定	1月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物に居住する利用者

令和 年 月 日

指定居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 富山県射水市堀岡新明神 39-1
法人名 株式会社 なでしこ
代表者名 代表取締役 竹林 毅 印

説明者

事業所名 居宅介護支援事業所なでしこ
氏 名 印

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、指定居宅介護支援の提供開始について同意しました。

利用者 住所
氏名 印

(代理人) 住所
氏名 印